

# 商品概要説明書

## J A 交付金等つなぎ資金

(2024 年 8 月 1 日現在)

商品名	J A 交付金等つなぎ資金
ご利用いただける方	<p>【個人】以下の条件をすべて満たす方とします。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 当 J A の組合員の方。</li><li>○ 農業を営まれている方または農業に従事されている方。</li><li>○ 交付金等の対象であることが明らかな方。</li><li>○ 信用状況に不安のない方。</li></ul> <p>※ 信用状況に不安のないとは、信用事業の支払延滞、経済事業の所定の期日経過後の未払金および共済掛金の未払金等がなく、かつ兵庫県農業信用基金協会の求償債務者でないことなどをいいます。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ その他当 J A が定める条件を満たしている方。</li></ul> <p>【法人等】以下の条件をすべて満たす法人等とします。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 当 J A の組合員である法人等。</li><li>○ 農業を営まれている法人等または農業に従事されている法人等。</li><li>○ 交付金等の対象であることが明らかな法人等。</li><li>○ 原則として三期分の決算書等の提出が可能であり、かつ直近で交付金等の対象となる農産物の生産実績がある法人等。</li><li>○ 設立後 1 年以上 3 年未満の法人等で操業赤字の場合、当初事業計画と大幅な乖離がない法人等。</li><li>○ 設立後 1 年未満の法人・任意団体の場合、役員・構成員（常勤役員）の前年度年収が 150 万円以上である法人等。</li><li>○ 信用状況に不安のない方法人等。</li></ul> <p>※ 信用状況に不安のないとは、信用事業の支払延滞、経済事業の所定の期日経過後の未払金および共済掛金の未払金等がなく、かつ兵庫県農業信用基金協会の求償債務者でないことなどをいいます。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ その他当 J A が定める条件を満たしている方。</li></ul>
資金使途	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 農業経営に必要な設備・運転資金で国等の行政による各種交付金等受領までのつなぎ資金</li></ul> <p>※ 生活資金は対象外。負債性資金の借換対応は行いません。</p>
借入金額	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 支払われる交付金等相当額のうち J A 口座にご入金される金額の範囲内とします。</li></ul>
借入期間	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 1 年以内とします。</li></ul>
借入利率	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 当 J A 所定の利率といたします。詳細については、当 J A の融資窓口にお問い合わせください。</li></ul>
借入方式	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 証書貸付とします。</li></ul>
返済方法	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 期日一括返済とします。</li></ul>

	○ 一部繰上返済、全額繰上返済は、任意の日に行えます。
担保	○ 原則として、担保は不要です。
保証	<p>○ 法人の方は、必要に応じて代表者を連帯保証人とします。</p> <p>○ 法人の方以外でも、連帯保証人を求める場合があります。</p> <p>○ 「経営者保証に関するガイドライン」に基づき、所定の要件を充足すると見込まれる場合には、借入をされる方の意向等も確認したうえで、連帯保証人を必要としない場合がございます。</p> <p>○ 連帯保証人を設定させて頂く場合には、連帯保証人とさせて頂く方が以下の「経営者等」に該当するかどうかを確認させて頂きます。</p> <p>【法人の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 経営者（法人の理事・取締役・執行役これらに準ずる方）</li> <li>・ 大株主（総株主の議決権の過半数を保有している方など）</li> </ul> <p>【法人以外の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 共同経営者（お借入される方と共同して事業を行う方）</li> <li>・ お借入される方の事業に実際に従事している配偶者の方</li> </ul> <p>○ 「経営者等」に該当しない場合は、連帯保証人とさせて頂くにあたりまして、公証役場の公証人が作成する「保証意思宣明公正証書」が必要となります。なお、「保証意思宣明公正証書」につきましては、保証契約を締結する前の 1 か月以内に作成されたものに限りです。</p>
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	<p>○ 苦情処理措置</p> <p>本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当 J A 本支店（所）または金融共済部金融業務課（電話：079-421-3738）にお申し出ください。当 J A では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>また、J A バンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>○ 紛争解決措置</p> <p>外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当 J A 金融共済部または J A バンク相談所にお申し出ください。</p> <p>兵庫県弁護士会（電話：078-341-8227）  東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会</p> <p>（以上の弁護士会には直接お申立ていただくことも可能です。上記当 J A 金融共済部または J A バンク相談所にお問い合わせください。）</p> <p>※ 東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。</li> <li>・ 移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。</li> </ul>

	<p>なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記 J Aバンク相談所または東京三弁護士会にお問い合わせください。</p>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ お申込みに際しては、当 J Aにおいて所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、予めご了承ください。</li> <li>○ 現在のお借入利率やご返済額の試算、保証意思宣明公正証書の必要有無の確認および取得方法等については、当 J Aの融資窓口までお問い合わせください。</li> </ul>

J A加古川南